

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
施行令（仮称）案」に関する会長見解

平成26年2月24日
全国社会保険労務士会連合会
会長 大西 健造
(社労士制度推進戦略室)

今般の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（仮称）案」（以下「施行令案」という。）に関して、以下のとおり見解を表明する。

1. 実務の視点、国民の視点を考慮した事務フロー及び業務システム等の最適化について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等（以下「マイナンバー法等」という。）によるマイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための新たな社会基盤（インフラ）として、位置づけられている。

したがって、施行令案第三十二条において、行政機関個人情報保護法等の特例として開示請求における本人確認手続等に限り「法定代理人」から「代理人」と、また、「戸籍謄本」から「戸籍謄本、委任状」と拡大されたことについては、より広く国民全般に普及させていく必要性、特に高齢者や障害者の方々に対する配慮と思料され、その観点からは十分理解されるべきことといえる。

一方、マイナンバー制度が導入されることに伴い、民間企業は主に「個人番号関係事務実施者等」に該当し、マイナンバー法等に違反した場合、罰則等の対象となることから、個人番号及び本人確認作業等に関する業務の追加、個人番号を含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の目的外利用の禁止などセキュリティ面での措置の追加等、これまで以上に厳格な運用が求められると思料する。

特に社会保障・税分野において、特定個人情報を取り扱うことが様々な場面で想定され、これまで行ってきた事務フロー、使用してきた社会保障・税関係の業務システムなどを、より実務の視点、国民の視点から再考し、マイナンバー法等の政省令等に基づいて最適化を図る必要があると考える。

なお、その最適化の検討にあたっては、e-Govなどの既存の仕組みとマイ・ポータルとの関係性を明確にすることが望まれる。

2. 代理人の範囲の拡大は「開示請求」の手続に限定されることについて

国民の権利義務に直接影響を与える「給付の請求」等の手続の代理は、開示請求とは異なり、一層高度な水準による代理人としての属性の明示と、組織的な情報漏洩・盗用防止の担保を前提とし、併せて専門的な知識・能力を有し、法律上代理することができる者のみが行うべきことである。

仮に、そうでない者が、給付の請求等を行った場合、手続上の瑕疵等により本来得られるべき給付が得られなくなるなど、利便性の向上はおろか、依頼者の権利を不当に侵害する恐れもあることから、そうしたことは到底認められるものではない。

このことから、本施行令案のとおり、マイナンバー法等施行後の運用においても、組織的な情報漏洩・盗用防止の担保がなく、専門的な知識・能力を有さない代理人が行うことのできる手続の範囲は開示請求に限定されていることを、運用上徹底されることを強く求めるものである。

なお、これまでの個人情報保護法等で例外的に扱われた企業、主に中小零細企業においても、その企業規模や個人情報の取り扱い数の多寡に関わらず個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならず、特定個人情報を取り扱う従業員に対しても、安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないとされていることなどから、マイナンバー制度導入に伴う影響が及ぶ対象企業や従業員は広範囲であると思料する。

多くの企業がマイナンバー制度導入に伴う対策を講じるためには十分な準備期間や費用等が必要であり、まずは企業自身がマイナンバー制度導入に伴う影響が多大であることを理解するうえでも、早急な省令の提示を求める。

以上